

第2節 施設及び人員の整備計画

1 消防施設の整備

寸刻を争う災害から市民を守るためには、機動力の結集と迅速的確な出場体制が必要である。また、今日の消防需要は複雑多様化する各種災害への対応、救急業務の高度化の要請等質的に大きく変化し、量的にも増大している。

消防は市民の安全への備えに当たるものとして、これら消防需要に対応した住民の期待と信頼に応えられる高度な消防サービスを提供していくことを求められていることから、引き続き、消防庁舎、消防団詰所の整備を図る。

2 救急救命士の確保

救急救命士法（平成3年法律第36号）の制定に伴い、高度な専門知識及び各種技術が必要となっている。このため、計画的に救急救命士の養成を図ることが必要である。

3 消防車両の整備

中高層建築物等の増加と火災発生源の変化に伴う災害要因の特殊性に対処するため、消防装備の整備と近代化を図り、かつ、省力化、軽量化に向けて、次の表の更新基準により更新整備を促進する。

車 両 別	更 新 年 数	備 考
普 通 ポ ン プ 車	10年	はしご車のオーバーホールは初回6年、 2回目11年とし、オーバーホール後5年は 更新しない。
工 作 車 、 化 学 車	12年	
高 規 格 救 急 車	7年	
は し ご 車	16年	
消 防 団 車 両	15年	
軽 自 動 車	6年	
そ の 他 の 車 両	10年	
(注) 上記基準を原則とするが、状況により更新年数を調整することができる。		

4 通信施設の整備

(1) 消防緊急情報システム等の整備

消防活動において通信の途絶は、指揮機能を麻痺させ部隊行動の統率力を失う。そして市民の生命、身体、財産に大きな影響を与えるばかりでなく、災害と闘う第一線の隊員の安全管理にも大

きな影響を与える。今や通信は消防活動の中枢に位置付けられる。このため、災害通報、支援情報等を管理するための消防緊急情報システム等の万全な運用を確保するため、保守点検と整備を促進する。

(2) 消防専用無線電話の整備

消防専用無線の適正な運用を図るため保守点検と整備を促進する。

(3) 消防専用無線電話の更新基準

無線別		更新年数	備考
基地局	基地局	10年	
移動局	車積載用	10年	
	携帯用	7年	
	固定用	10年	

(注) 上記基準を原則とするが、状況により更新年数を調整することができる。

※ 平成 28 年以降消防救急無線デジタル化に伴い、平成 20 年度以降のアナログ無線機の更新は行わない。

5 消防水利の整備

(1) 消火栓、防火水槽を常時活用できるよう点検整備に万全を期す。

(2) 年間を通じて消防水利としての活用を図るため、河川管理者等の協力を得て自然水利の活用を積極的に推進する。

(3) 消防水利となり得る井戸などの水源について、施策を講じて消防水利としての活用を図る。